

質問回答一覧

| 番号 | タイトル | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---------|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|
| | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | ローマ | | |
| | | | 1 | 1 | (1) | ① | ア | (ア) | a | (a) | i | | |
| 1 | (イ) 新運動公園維持管理業務(既存施設・整備中施設及び自由提案施設) (ウ) 運動公園維持管理業務(既存施設) | 入札説明書 | 9 | 1 | (8) | ③ | イ | (イ) (ウ) | - | - | - | 令和元年7月修正版では「修繕・更新業務」と修正されていますが、見え消し版では「修繕業務」のままとなっておりますので、修正願います。 | 「修繕・更新業務」に統一して修正いたします。 |
| 2 | 回答方法 | 入札説明書 | 20 | 3 | (9) | ④ | - | - | - | - | - | 令和元年10月31日までに公表予定とありますが、入札書類等の提出日まで2週間程しかなく、応募者の提案書作成等を勘案の上、可及的速やかな回答をお願い申し上げます。 | 回答方針が決定次第、速やかに公表する予定です。 |
| 3 | 各種インフラの整備状況 | 業務要求水準書 | 11 | 2 | (6) | - | - | - | - | - | - | 建設時の仮設インフラについて以下の考え方でよろしいでしょうか。 電気:配電・配水センターのファイダーより受電 給水:建設地付近土中より分岐にて給水 排水:既存クラブハウス付近既設排水桝に接続 | ご理解の通りです。 |
| 4 | 全体配置 | 業務要求水準書 | 18 | 4 | (2) | ① | ア | - | - | - | - | 可動壁の設置について、提案によるものとして、短辺方向を使った短水路競技も認めていただけないでしょうか。 | 利用者の利便性を確保した上での幅広い提案を認めることとして、短辺方向による公認取得も認め、業務要求水準書及び「様式3-1-5基礎審査確認リスト」の当該箇所を修正いたします。 また、観客席についても、25mプールの泳ぐ方向に合わせた固定席の設置も認めるものとします。 ただし、事業提案に基づきプール機能を確保する上で施設に替えて必要となる、要求施設のプール備品(桟橋等)については、事業費に含めることとします。 |
| 5 | 説明資料 | 業務要求水準書 | 32 | 5 | (2) | ② | ア | (ア) | g | - | - | 要求水準書に告示15号標準外業務 近隣対策検討書(電波障害机上検討)について費用計上されていますでしょうか。 | 計上しておりません。 近隣対策については、既存施設建築時の調査報告書をもとに、青森市と協議のうえ検討することとします。 その場合の調査費用については、別途県負担とします。 |
| 6 | 透視図 鳥瞰図 | 業務要求水準書 | 32 | 5 | (2) | ② | ア | (イ) (ウ) | - | - | - | 要求水準書に告示15号標準外業務(イ)透視図(ウ)鳥瞰図について費用計上されていますでしょうか。 | 計上しております。 なお、設計費用の積算にあたっては、告示第15号に基づいて費用を適切に計上した提案を行ってください。事業者決定後、最新の告示との費用比較を通じて協議を行います。 |
| 7 | 透視図 鳥瞰図 | 業務要求水準書 | 35 | 5 | (2) | ② | イ | (カ) (キ) | - | - | - | 要求水準書に告示15号標準外業務(カ)透視図(キ)鳥瞰図について費用計上されていますでしょうか。 | 計上しております。 なお、設計費用の積算にあたっては、告示第15号に基づいて費用を適切に計上した提案を行ってください。事業者決定後、最新の告示との費用比較を通じて協議を行います。 |
| 8 | 備品の設置 | 業務要求水準書 | 39 | 5 | (3) | ③ | ウ | - | - | - | - | 「別紙5プール備品リスト」及び「別紙6プール電気備品リスト」については、開業直近のプール公認規則や規格等に対応するため、県で別途調達することとしていただけますでしょうか。 | 「別紙5プール備品リスト」及び「別紙6プール電気備品リスト」については、事業者の提案をもとに県で検討し調達することとし、業務要求水準書を修正します。 |
| 9 | 工事監理業務 | 業務要求水準書 | 40 | 5 | (4) | - | - | - | - | - | - | 要求水準書には工事監理は常駐監理と記載されています。告示15号の別添三の別表による算出は非常駐と規定されています。いずれを正とみなせばよろしいでしょうか。 | 非常駐としておりましたので、要求水準書を修正します。 なお、積算にあたっては、告示15号に基づいて費用を計上した提案を行ってください。事業者決定後、最新の告示と費用比較を通じた協議を行うとともに、監理業務に係る仕様についても、提案される工事内容に基づき協議してください。 |
| 10 | 維持管理業務報告書 | 業務要求水準書 | 66 | 1 | (9) | - | - | - | - | - | - | 「年次総括書については当該事業年度終了後翌月10日までに、提出すること。」と記載されていますが、P47.1(11)同様に「当該事業年度の翌年度の5月10日」が提出期限ではないでしょうか。 | 該当箇所を「当該事業年度の翌年度～」に修正します。 |
| 11 | 長期修繕計画策定業務 | 業務要求水準書 | 74 | 2 | (2) | ⑦ | イ | (カ) | - | - | - | 策定の対象は新水泳場のみとなっておりますが、既存施設については既に策定されているとの認識でよろしいでしょうか。 | 策定済みです。新陸上競技場については、今後、県において策定する予定です。 |
| 12 | 長期修繕計画策定業務 | 業務要求水準書 | 74 | 2 | (2) | ⑦ | イ | (カ) | - | - | - | 「運営開始から10年経過した時点で、長期修繕計画を修正して県に提出し、県の承認を受けること」と記載されていますが、10年経過時点での修繕実施状況に応じて、修繕項目と修繕金額の見直しが可能との認識でよろしいでしょうか。 | 「様式3-3-19 新水泳場修繕・更新業務費の内訳書」において適切に見込んでご提案ください。10年経過時点での実施状況に応じた見直しについては、状況に応じた協議を行います。 |
| 13 | 団体利用(全施設) | 別紙20 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 団体利用とは、予約なしで来館、来場する前提で、施設を占有して利用はできないとの理解で良いでしょうか。 団体が重なった場合には、シェアしながら利用するイメージでよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。貸切利用の場合には事前の申請が必要とお考えください。 |
| 14 | 新水泳場料金構成案 | 別紙20 | - | 4 | - | - | - | - | - | - | - | 25mと50mの料金を設定する意図をお教えください。25mと50mは別施設として両方利用は両方の料金を頂く前提でしょうか。 | 25mプール、50mプールは一体で利用することを前提として「様式3-3-13 利用料金等収入に関する提案書(料金表)」の修正を行います。 |
| 15 | 新水泳場貸切 | 別紙20 | - | 4 | (2) | - | - | - | - | - | - | 冷暖房とは、観客席の冷暖房との理解でよろしいでしょうか。 | 新水泳場の会議室の冷暖房です。 |
| 16 | 様式3-4-19タイトル | 様式集 | 3 43 75 | 3 3 - | (4) (4) - | - - - | - - - | - - - | - - - | - - - | - - - | 様式3-4-19のタイトルが「建物及び設備機器の『長寿命化』に関する提案書」と記載されている箇所と「保全」と記載されている箇所がありますので統一願います。 | 「様式3-4-19建物及び設備機器の保全に関する提案書」に修正します。 |
| 17 | 提案書タイトル | 様式集 | 3 6 43 80 | 3 4 3 - | (5) (5) (5) - | - - - - | - - - - | - - - - | - - - - | - - - - | - - - - | 「開業準備『計画』」と記載されている箇所と「開業準備『業務』」と記載されている箇所がありますので統一願います。 | 該当箇所を「開業準備計画」に統一して修正します。 |
| 18 | 図面10タイトル | 様式集 | 3 6 7 43 | 3 4 4 3 | (6) (6) (6) (6) | - - ⑩ - | - - - - | - - - - | - - - - | - - - - | - - - - | 図面10のタイトルが「設備計画図」と記載されている箇所と「設備計画概要書」と記載されている箇所がありますので統一願います。 | 該当箇所を「設備計画図」に統一して修正します。 |

質問回答一覧

| 番号 | タイトル | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------------|----------------------------------|----------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|--|
| | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | ローマ | | |
| | | | 1 | 1 | (1) | ① | ア | (ア) | a | (a) | i | | |
| 19 | 書式等 | 様式集 | 4 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | 「提出部数は『第3.(5)各項』に定める部数」と記載されていますが、『第3の4各項』に定める部数ではないでしょうか。 | 「提出部数は第3.4.各項に定める部数」に修正します。 |
| 20 | 企業名の記載 | 様式集 | 4 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | 「原則として代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)は行わないこと」とありますが、代表企業、構成員及び協力企業以外のSPCからの業務委託先及び再委託や、金融機関等については、企業名等の記載は可能との認識でよろしいでしょうか。また、関心表明書の添付を考慮していますが、その場合も企業名等の記載は可能との認識でよろしいでしょうか。 | SPCからの業務委託先(構成員、協力企業以外)・再委託、金融機関等を含めて企業名の記載は認めません。また、「添付資料3-1金融機関からの関心表明書等」において金融機関以外のその他の企業の関心表明は想定しておりません。地元企業等の活用について「様式3-3-7地域経済への配慮に関する提案書」内にて予定する業務の内容を記載してください。 |
| 21 | 共通事項 | 様式集 | 5 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 提案内容をCD-ROMにて提出するとありますが、CD-RまたはDVD-Rと読み替えて差し支えありませんでしょうか。 | 構いません。 |
| 22 | 自由提案事業に関する照会書 | 様式1-5 | 17 | - | - | - | - | - | - | - | - | 「自由提案事業に関する照会書」とありますが、令和2年1月頃予定のヒアリングの議題として実施すると考えてよろしいでしょうか。 | 自由提案事業として提案することへの可否や条件について確認を希望する者は提案書提出までに確認が済むようにご提出ください。なお、自由提案事業について必ず照会する必要はありませんが、内容によっては提案後、県の承認を受けることができない可能性があります。 |
| 23 | 延面積 | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 延面積の上限・下限値は目安となるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 24 | 屋内水泳場(50mプール分割) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「50mプール及び25mプール(50mプール分割による併用)を設ける計画」とありますが、分割による併用としない提案も認めていただけないでしょうか。 | 利用者の利便性を確保した上での幅広い提案を認めることとして、50mプールの規格・仕様について見直し、業務要求水準書及び「様式3-1-5基礎審査確認リスト」を修正いたします。 |
| 25 | 屋内水泳場(可動壁) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「別紙3可動床・可動壁の計画資料」の内容を満たす」とありますが、別紙3に示す以外の提案も可能としていただけないでしょうか。 | No.24をご確認ください。 |
| 26 | 屋内水泳場(可動壁) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「可動壁を設置し、長水路…泳ぐ方向が同じとなっている」とありますが、25mプールの泳ぐ方向を50mプールの短辺方向にするなど、記載以外の提案も可能としていただけないでしょうか。 | No.24をご確認ください。 |
| 27 | 屋内水泳場(両端レーン) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「(両端レーンは2.5+0.5m)」とありますが、現在国スポ等の大会でも使用されているプールを参考に両端レーンは2.5mとし、+0.5mの余幅を確保しない提案も認めていただけないでしょうか。 | No.24をご確認ください。 |
| 28 | 屋内水泳場(レーン数) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「公称50m国内基準競泳プール(10レーン)」とありますが、プール幅を25m以上にし、公認取得は8レーンとする提案も認めていただけないでしょうか。 | No.24をご確認ください。 |
| 29 | 屋内水泳場(可動壁・レーン数) | 様式3-1-5 | - | - | (3) | - | - | - | - | - | - | 「50mプールを2分割する可動壁により…50mプールの長辺方向で…公称25m国内基準競泳(10レーン)の取得が可能な計画」とありますが、対話の内容を踏まえ、可動壁の設置は任意、短辺方向での公認取得も可、公認取得は8レーンでも可との理解でよろしいでしょうか。 | No.24をご確認ください。 |
| 30 | 様式3-1-5確認欄 | 様式3-1-5 | - | - | (1)~(6) | - | - | - | - | - | - | 確認欄について様式3-1-5(1)~(4)では「参加者」となっていますが、様式3-1-5(5)(6)では「応札者」となっていますので、統一願います。 | 該当箇所を「参加者」に統一して修正いたします。 |
| 31 | サービス購入費の内訳書 | 様式3-3-16 様式3-3-19 | - - | - - | (4) (1) | - - | - - | - - | - - | - - | - - | 事業契約書(案)別紙1によると、サービス購入費Cの支払方法は各四半期の支払額は原則同額となっていますが、様式3-3-16(4)の各期対価、様式3-3-19(1)の各期の額は全て同額を入力すべきなのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 32 | サービス購入費の内訳書 | 様式3-3-16 様式3-3-17 様式3-3-18 | - - - | - - - | (5) - - | - - - | - - - | - - - | - - - | - - - | - - - | サービス購入費Dの支払方法は、各四半期の支払額については同額との記載はありませんが、様式3-3-16(5)の各期対価は、同額を入力すべきまたは各年度に実際に想定される金額(均一ではない金額)を入れるべきなのかどちらでしょうか。同様に様式3-3-17、18の各期の額はどのようにでしょうか。 | 入力する各期毎の支払い額は、同額とする必要は有りません。新水泳場の光熱費について、県が示す参考値を使用する場合には、参考値に合わせた金額を入れてください。様式3-3-17、18についても、同額とする必要は有りません。 |
| 33 | 付帯事業の収支計算書 | 様式3-3-18 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 本事業の供用開始日は令和6年4月1日のため、R2年度からR5年度間は空欄あるいは削除と考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。R2年度～R5年度の列を削除して修正いたします。 |
| 34 | 新水泳場の日常点検費用について | 様式3-3-19 | - | - | (1) | - | - | - | - | - | - | 新水泳場の修繕・更新及び日常点検の費用について、不明な点があることから適正に計上するため積み上げた内容をお示しいただけますでしょうか。 | 新水泳場の修繕・更新及び日常点検に係る資料を公表します。なお、当該資料に見込まれていない項目及び費用がある場合には県と協議の上、県が必要と認める場合には別途費用を負担しご理解の通りです。 |
| 35 | 環境負荷の低減提案書 | 様式3-4-17 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 様式3-4-17 1/4とありますが、提案が3枚、青森県環境調和建築チェックシートが4/4との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 36 | 建物及び設備機器の保全に関する提案書 | 様式3-4-19 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 様式3-4-19 1/2とありますが、指定枚数は1枚以内ですのでご確認ください。 | 1/1に修正いたします。 |
| 37 | サービス購入費C-1(運營業務費) | 事業契約書(案) | 47 50 65 | 1 3 3 | - (3) (2) | - - - | - - - | - ア イ | - - - | - - - | - - - | 「運営・維持管理の対価(サービス購入費C)」の「C-1(運營業務費)」に「スポーツ教室等実施業務に要する費用」が含まれていますが、当該費用は独立採算事業に変更になったのではないのでしょうか。 | 当該箇所から「スポーツ教室等実施業務に要する費用」を削除いたします。なお、自主事業の費用は運営・維持管理の対価として計上せず、「様式3-3-17自主事業の収支計算書」において計画してください。また、これらにかかる施設利用料金収入については、「様式3-3-13利用料金等収入に関する提案書」に適切に計上してください。 |

質問回答一覧

| 番号 | タイトル | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問内容 | 回答 | | |
|----|-----------------------------------|----------|------|---|-----|---|----|------|----|------|------|----|--|--|
| | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | | | | |
| | | | 1 | 1 | (1) | ① | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 38 | (3) 運営に関する事項 運営業務 イベント実施業務等 | 落札者決定基準 | 10 | 4 | (3) | ④ | - | - | - | - | - | - | 「運営業務」の「イベント実施業務等」中、「④レストラン運営等、その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。」との記載がありますが、レストラン運営等は自由提案事業(付帯事業)で扱われるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、当該項目について配点の変更はないでしょうか。 | 「レストラン運営業務」は自由提案事業(付帯事業)として行っていただく事業ですが、同時に業務要求水準書「第47利便性向上業務」における業務であり、配点の変更は行いません。 |
| 39 | 第1回質問回答 | 第1回質問回答 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 業務要求水準書の別紙20利用料金体系表の「1. 共通」に明記されている(1)許可行為料金は本事業者の収入、(2)行政財産使用料金は県の収入との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 40 | 要求水準書修正版の公表時期 | その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 競争的対話等を踏まえ、要求水準書の修正版が公表されることと存じますが、いつごろを予定されていますでしょうか。 | 修正方針が決定次第、速やかに公表する予定です。 |
| 41 | 設計・監理費 | 事業契約書(案) | 49 | 3 | (1) | - | - | - | - | - | - | - | 設計・監理費に関し、実施方針に関する質問への回答(平成30年12月公表)No.19において、「法令等に基づき適切に見込んでください」との回答でしたが、予定価格においては、旧基準(国土交通省告示第15号(平成21年1月7日))にて金額を算出しているものと考えられます。新基準(国土交通省告示第98号(平成31年1月21日))にて算出した場合と比較すると、金額に乖離が発生しております。どちらの基準を用いればよろしいでしょうか。 | 設計・管理費の積算にあたっては、告示第15号に基づいて費用を適切に計上した提案をいただき、事業者決定後、最新の告示との費用比較を通じて費用負担の見直しに関する協議を行います。監理業務に係る仕様についても、提案される工事内容に基づき協議を行います。 |
| 42 | 新水泳場の光熱水費 | 事業契約書(案) | 51 | 3 | (4) | - | - | - | - | - | - | - | 新水泳場の光熱水費について、新水泳場の運営開始から三年間は、ご提示いただく参考価格をベースとした実費精算とし、以降は三年間の実績値を元に協議を行い、基準額を決定していただけないでしょうか。 | 新水泳場の光熱水費(サービス購入費D-1)は、令和6年度から令和8年度については当該費用の実績(電気、ガス等の各単価及び使用量)に基づいて精算することとします。また、令和9年度以降は令和6年度4月から令和8年度9月までの当該費用の実績を基に協議を行い決定するものとします。提案書作成にあたっては、県が示す参考値(様式集参照)を使用してください。なお、県が示す参考値を上限としてそれ以下の提案を妨げるものではありませんが、その場合は令和6年度から令和8年度について、サービス購入費D-1の実績に基づき県が示す参考値との差額を精算することとし、令和9年度以降については令和6年度から令和8年度の当該費用の実績及び提案値を基に協議を行い決定するものとします。 |
| 43 | 既存施設の光熱水費 | 事業契約書(案) | 51 | 3 | (4) | - | - | - | - | - | - | - | 既存施設の光熱水費についても、本事業の運営開始から3年間は実費精算とし、以降は三年間の実績値をもとに協議を行い基準額を決定する形としていただけますでしょうか。 | 原案の通りとします。 |
| 44 | 稼働率向上に伴う光熱水費の精算 | 事業契約書(案) | 51 | 3 | (4) | - | - | - | - | - | - | - | 施設の稼働率が向上したことにより光熱水費が増加した場合、県と協議を行い県が認めた場合は増加分の費用を県が負担するとしていただけないでしょうか。 | 事業契約書案p.58「イ 使用量における計画と実需の乖離による改定」において、効率的運用を基本とした上で各施設の利用者の増加に起因する光熱水費の増加が明らかに認められる場合には、この計算方法によらず協議することを認めるものとして当該箇所を修正いたします。 |
| 45 | 事業者決定後の協力企業追加 | 入札説明書 | 15 | 2 | (1) | ③ | オ | - | - | - | - | - | 事業者決定後に参加表明を行っていない企業を新たに協力企業を追加することについて、合理的な理由があり、県が問題ないと判断した場合、当該追加企業が参加表明提出時に参加資格を満たしていることを条件として、追加を認めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 46 | メインプール | 業務要求水準書 | 19 | 4 | (2) | ③ | イ | | | | | | 「観客席は固定席と仮設席の合計で2,000席以上計画すること」とありますが2,000席程度としていただけないでしょうか。 | 固定席と仮設席の合計で1,500～2,000席程度とし、要求水準書を変更します。 |